

これからの時代における  
本県の特別支援教育の在り方について

( 答 申 )

令和4年2月  
鳥取県教育審議会

## はじめに

我が国は、平成26年度に「障害者の権利に関する条約」の締約国となり、それに先立ち「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等、必要な法改正を行い、障がい者の権利の実現に向けた取組が強化された。

教育分野においては、平成24年度に中央教育審議会初等中等教育分科会で「共生社会※<sup>1</sup>の形成に向けたインクルーシブ教育システム※<sup>2</sup>構築のための特別支援教育の推進」が示された。その後、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を構築する上で不可欠であるとの認識の下、平成25年度に障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の一部改正が行われ、視覚障がい者等（令第22条の3の表に規定する程度の者）は、原則として特別支援学校に就学する仕組みから、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。

並行して、就学先での学びの場の整備や質の向上の観点から、特別支援学校や小学校等の学習指導要領の改訂（平成29年～平成31年公示）、通級による指導の担当教員を拡充するための基礎定数化（平成29年度～）、高等学校等における通級による指導の制度化（学校教育法施行規則等改正〔平成30年4月施行〕）など、障がいのある子供個々の教育的ニーズに応じた指導に向けた環境整備が行われた。

鳥取県教育委員会は、平成26年9月に鳥取県教育審議会から「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～」の答申を受けるとともに、平成31年3月に本県の教育の基本的方向を示す第3期鳥取県教育振興基本計画※<sup>3</sup>において、特に力を入れて取り組む22の施策の一つに「特別支援教育の充実」を掲げた。

これらに基づき、本県の特別支援教育を推進しているが、近年、県内の児童生徒（以下児童等）数が減少する中で、特別支援学級に在籍する児童等の数及び高等学校に在籍する発達障がい等の診断のある生徒数の増加並びに特別支援学校の児童等の重複障がい学級在籍割合の増加等、様々な点で新たな課題が発生している。

これまでに実施している取組の見直しも含め、今後の本県の特別支援教育の施策について検討を行うため、鳥取県教育審議会は、令和2年2月20日に「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」諮問を受け、学校等教育分科会に特別支援教育部会を設置し、審議を行った。特別支援教育部会は学校等教育分科会の委員に加え、有識者、保護者、障がい者雇用事業所関係者、当事者団体の代表所等からなる15名で構成した。

諮問事項の主な論点は大きく次の2点である。

- 1 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について

## 2 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

本県では、かねてから共生社会の形成に力を入れており、平成25年度から、障がいを知り共に生きるあいサポートの心を持った子供を育てる「あいサポートキッズ」の取組開始、平成26年度から毎年度「鳥取県全国高校生手話パフォーマンス甲子園※4」を開催、平成29年度に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例※5）の施行等、共生社会の形成を目指そうとする県民運動が定着しつつある。

今後も、児童等の個々の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的配慮の提供、教員の専門性・指導力向上、関係機関とのネットワークづくり、進学、就労・定着支援の充実等様々な施策を推進し、特別支援教育の更なる充実に図り、障がいのある児童等の自立と社会参加の実現に向けて取り組んでいくことが重要である。

今後の特別支援教育の推進のため、本審議会では以下の項目について検討を行い、特別支援教育の方向性を示すものとする。

- I 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実
  - 1 幼稚園・認定こども園・保育所における特別支援教育の充実及び体制整備
  - 2 小・中学校及び義務教育学校における特別支援教育の充実及び体制整備
  - 3 高等学校における特別支援教育の充実及び体制整備
  - 4 特別支援教育の専門性向上及び教育と福祉・医療等との連携の充実（共通）
- II 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方
  - 5 特別支援学校のセンター的機能※6のより一層の充実と体制整備
  - 6 障がいの重度化・重複化※7に対応した特別支援学校の充実
  - 7 特別支援学校におけるふるさとキャリア教育※8の推進
  - 8 G I G Aスクール構想※9実現に向けたICT活用
  - 9 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた特別支援教育

### ※1 共生社会

障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

### ※2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされる。

### ※3 鳥取県教育振興基本計画

本県教育が中期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示したもの。

### ※4 鳥取県全国高校生手話パフォーマンス甲子園

手話言語条例の理念に基づき、手話言語の普及や手話言語を通じた交流の推進、地域の活性化等を図ることを目的として、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げ、その表現力を競う大会。

**※5 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称：あいサポート条例)**

本県がこれまで取り組んできたあいサポート運動、障がい福祉サービスの充実、手話言語の普及等の取組を更に発展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指す条例。

**※6 特別支援学校のセンター的機能**

学校教育法第74条に規定されている特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める機能。

**※7 障がいの重度化・重複化**

障がいの状態が極めて重度であったり、二つ以上の障がいを併せ有する者が在籍したりするなどの状況。

**※8 ふるさとキャリア教育**

子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、将来の鳥取県を担う人材を育成していくための教育。

**※9 GIGAスクール構想**

児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させる構想。

## ＜ I 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実＞

### 1 幼稚園・認定こども園・保育所における特別支援教育の充実及び体制整備

#### ①各市町村の実態に応じた早期支援体制の整備（教育と関係機関の連携強化）

現在、県内においては、各市町村の実態に応じて1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査又は発達相談、及び就学時健康診断が行われている。令和2年度現在、各健康診査に関わっている県内の市町村教育委員会の割合は1歳6ヶ月児健康診査で21%、3歳児健康診査で32%、5歳児健康診査又は発達相談で100%となっている。

各市町村は、健診等を契機として各市町村の状況に応じた早期の支援体制を構築し、本人の状態や保護者の不安等に寄り添いながら、継続して丁寧なサポートが提供されることが重要である。

#### ②小学校及び義務教育学校への移行支援システムの充実

学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）により、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みが改められ、また、文部科学省が作成した「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月）※10」において、学びの場を判断する際に重視すべき事項等についても示されたところである。

重要なことは、各市町村において就学支援体制の一層の充実を図り、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が相互に密接な連携を図りながら、就学先の決定及び学齢期への円滑な移行を進めていくことである。

就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が幼児の就学先を決定する。だからこそ、就学先決定の一連のプロセス※11等を就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり基本である。また、市町村教育委員会においては、幼稚園・認定こども園・保育所から小学校及び義務教育学校への引継ぎを充実させ、一貫性のある支援を円滑に進めていくため、本人・保護者及び幼稚園等の教職員に対し、就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学及び就学説明会の実施、啓発資料の配布による情報提供と制度理解を更に進めていく必要がある。

#### ③教職員等に対する研修の促進及び幼稚園・認定こども園・保育所へのサポート体制の充実

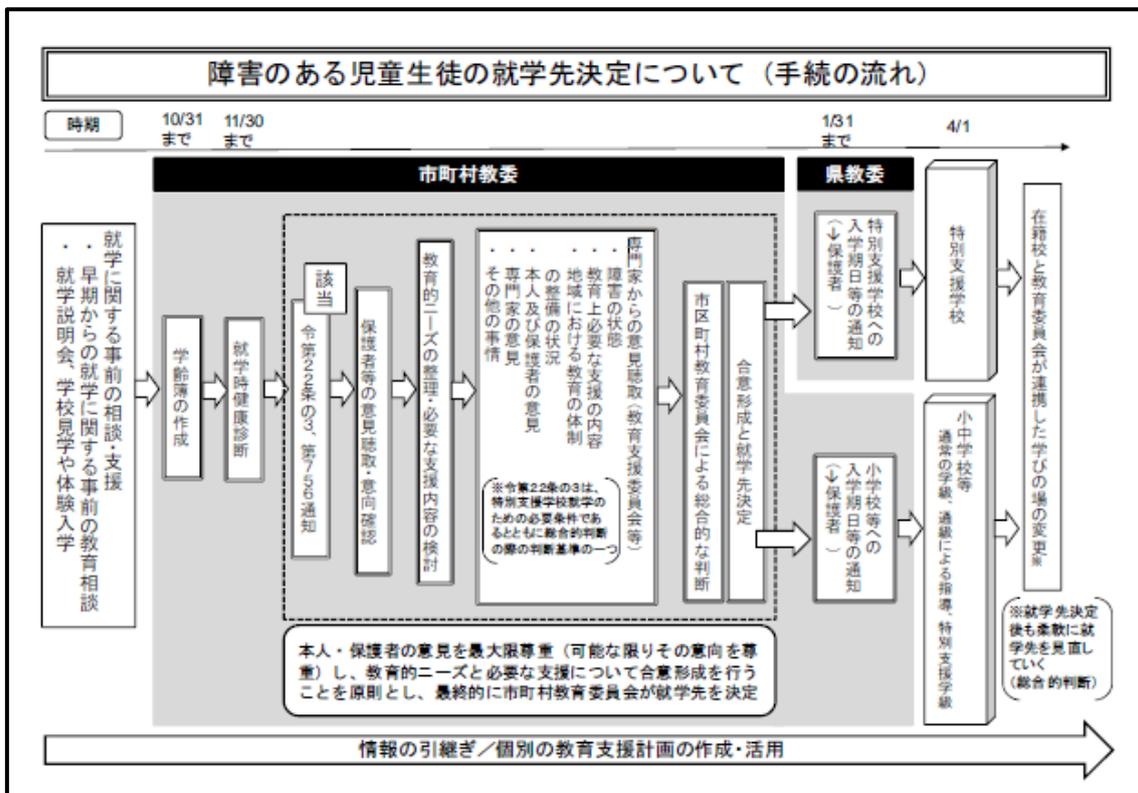
幼稚園・認定こども園・保育所において、教職員等が障がい特性や幼児の発達段階等についての基本的な知識を持ち、適切に幼児の実態等を把握する資質を高めていく必要がある。また、子供に対する指導及び支援等の実践力はもとより、保護者との信頼関係構築に関わるスキルの向上等も課題である。その

ような専門性の向上を図るためには研修等の実施が不可欠であり、教育・保健・福祉が協力をしながら研修の充実を図る必要がある。県教育センターの専門研修等も設定されているが、職員体制等の理由により、施設外への研修派遣等が制限されがちな状況も見られることから、ICTを活用した県内外のオンライン研修やオンデマンドによる研修を充実させる等、参加しやすい柔軟性のある研修企画を検討する必要がある。

※10 障害のある子供の教育支援の手引

平成3年6月に文部科学省が作成した、就学相談や就学先の検討等、障がいのある子供の教育支援について、基本的な考え方やモデルプロセス等を示した資料。

※11 就学先決定の一連のプロセス



(令和3年6月 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」から引用)

## ＜ I 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実＞

### 2 小・中学校及び義務教育学校における特別支援教育の充実及び体制整備

#### ①児童等一人一人の学びを保障するための校内支援体制の充実

就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、それぞれの児童等の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況等を勘案しながら柔軟に見直していく必要があることから、関係者による会議等を定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画※12に基づく支援目標や支援内容等の見直し等を図っていくことが極めて重要である。校内体制が十分でない学校もあることから、県教育委員会等においては、管理職を対象とした悉皆研修を定期的に行う等、更なる校内支援体制の充実が求められる。

#### ②特別支援学級における指導の充実

特別支援学級においては、在籍する児童等の数が年々増加している中、児童等一人一人の教育的ニーズに応じた一貫性のある適切な指導及び必要な支援が行われることが求められており、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義等を正しく理解することが重要である。また、特別支援学級担任については、近年の教員の大量退職・大量採用の影響から特別支援教育の経験豊富な教員の配置が困難なため、経験が3年以下の者が全体の半数以上と非常に多く、専門性の確保・向上が喫緊の課題である。課題解決のためには、特別支援学校と連携した研修、周辺の小中学校等との合同授業研究会、実践報告会等のより専門性の高い実践的な研修内容・方法の検討が必要である。

#### ③通常の学級における指導の充実及び通級指導教室の充実

通常の学級においても、学級担任や授業担当者等が特別支援教育に関する基礎的・実践的な知識や指導技術を身に付け、発達障がい等の特性を理解し、適切な支援を行うことが必要である。また、通級による指導※13が必要であると判断された児童等が円滑に指導を受けることのできる仕組みを整備することが急務である。

また、発達障がいに起因する二次障がいや不登校など、児童等の学校におけるメンタルヘルスに係る様々な問題に関しても、早期の気づきと対応が求められており、教職員の知識や対応スキルの向上が必要である。

発達障がいの通級指導教室の設置数は増えているが、通級指導教室在籍者数も平成28年度から令和2年度までの5年間で1.5倍に増加し、入級が適していると判断されてもすでに定員に達しており入級できないなど課題がある。そのため、各市町村の状況に即した教室設置や指導体制の工夫等、通級指導教室の充実及び担当者の人材育成が必要である。

また、近年は核家族や共働き家庭も多く、通級指導教室設置校までの保護者送迎が困難で、利用を断念するケースもある。そこで、通級による指導担当教員に近隣の学校との複数校兼務発令を行う等、身分の取扱いを明確にした上で、必要に応じて巡回による指導や教育相談等も可能な仕組みとすることが

適当である。なお、通級による指導を効果的に行うためには、児童等の実態の把握や適切な支援の方法等について、個別の教育支援計画等を活用し、通級による指導担当教員と在籍学級・校及び保護者が共通理解を図る等、連携を密にしていくことが重要である。

#### ④小・中学校及び義務教育学校へのサポート体制の強化

小・中学校及び義務教育学校における特別支援教育の推進を図る上で、市町村教育委員会による指導助言はもとより、各学校への支援の充実が重要である。各学校において特別支援教育に係る課題を踏まえて、通級による指導担当教員、LD等専門員<sup>※14</sup>、特別支援学校のセンター的機能、『エール』発達障がい者支援センター等を活用しながら、学校の実態やニーズに即した支援体制構築を検討する必要がある。

また、特別支援学級においては、優れた教育実践、学級経営等を行っている教員を積極的に活かし、その知識や技能等を広く地域に広げていくことにより、地域全体の教育力を高めていくことが有効である。現在、県教育委員会が行っているエキスパート教員<sup>※15</sup>認定制度により特別支援教育に係るエキスパート教員が令和3年4月現在、小学校に3名、特別支援学校に18名認定されており、今後の活躍が期待される。

#### ※12 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒一人一人について、学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う機関や民間団体との連携の下に、学校が作成する長期的な計画。

#### ※13 通級による指導

大部分の授業を小・中学校等の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。

#### ※14 LD等専門員

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行う教員あるいは指導主事。14名を県内各地区に配置（令和3年度現在）し、巡回相談及び依頼相談を実施している。

#### ※15 エキスパート教員

本県教員の指導力向上を図る目的で認定された、優れた教育実践を行う教員。

## ＜ I 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実＞

### 3 高等学校における特別支援教育の充実及び体制整備

#### ①生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の提供及び教育環境の整備

高等学校においては、令和2年度における発達障がいと診断されている生徒在籍者数は平成26年度の約2.1倍に大きく増加しているとともに、県内全ての高等学校に在籍している。本人・保護者の了解を得た上で、中学校から進学先の高等学校へ必要な情報を引き継ぐ取組を行っているが、学校によっては引継ぎ内容が十分でない状況がある。

平成30年以降、県立高等学校において通級による指導を開始し、令和3年度は4校において自校通級を実施している。今後、通級による指導実施校を増やすとともに、他校通級や巡回による指導など通級による指導が行われていない高等学校に在籍する生徒も、通級による指導を受けることができる仕組みづくりが望まれる。

高等学校段階における特別支援教育の推進が図られる一方で、高等学校では中学校の特別支援学級のような少人数学級における指導・支援を行うことは難しく、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組んでいく上で困難さがある。現在、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の約7割が高等学校に進学している状況があり、特別支援教育を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が図られることが重要であり、全ての高等学校においてインクルーシブ教育の推進が必要である。

高等学校において、障がいの状況等により学習習慣が定着していない生徒、学習に空白のある生徒等は、義務教育段階の未学習部分が多く、基礎・基本が十分に身に付いていないことから、義務教育内容の学び直しが必要となる。その際には、学校設定教科・科目等を工夫し、生徒や学校、地域の実態及び学科の特性に応じた教育課程の編成が可能なことから、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な指導を行うことが重要である。作業体験やボランティア活動、地元企業でのインターンシップ※16等、将来の職業生活等に必要なスキルを体験的に身に付けたり、学び成長する自分・学ぶ喜びを実感したりできる学習を今後の教育課程編成等に係る検討材料の一つとして位置づけることが望ましい。

令和3年度現在、県内の高等学校への特別支援教育支援員※17の配置は17名である。引き続き発達障がいのある生徒も含め、特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うために、特別支援教育支援員の拡充等、必要な支援体制を確保していくことが重要である。

#### ②教員等の専門性の確保及び学校のサポート体制の充実

県立高等学校の特別支援教育担当者等を対象にした特別支援教育研修会を毎年度実施し、発達障がいの特性や指導・支援の基本的な内容について、理解啓発に継続的に取り組んでいる。しかし、現在、LD等専門員、特別支援学校のセンター的機能の活用は学校によって差が見られる。

高等学校においては「高等学校における特別支援教育の手引き」等を活用しながら引き続き教職員の発達障がい等に対する専門的な知識・技能等の向上を進めていく必要がある。また、中学校から引き継がれた個別の教育支援計画等を活用しつつ、高等学校における生徒の支援に活かしていこうとする教職員の意識の向上や、自校における個別の教育支援計画の作成・活用スキルの向上等を図っていくことも重要である。さらには、各圏域における特別支援教育推進体制の充実を図るために、高等学校の相談・支援に特化したLD等専門員を配置し、巡回による相談活動の実施を検討する必要がある。

### ③一貫した支援体制の構築を目指した、関係機関等とのネットワーク

高等学校における特別支援教育は、これまでも生徒一人一人のニーズに応じて支援を行うために医療や福祉など、関係機関等とのネットワークづくりを拡充するとともに、通級指導教室設置校における、通級による指導の実践・研究を展開するなどして、その取組や体制整備が着実に進められてきたところである。しかし、県内外の情勢が変化する中、高等学校における特別支援教育の教育的ニーズや期待は一層高まっている。

中高連携については、これまでの取組成果を踏まえつつ、情報提供、入学決定後の引継等をさらに進めていくことが重要である。本人・保護者の了解の下、入学後にアンケートを実施して合理的配慮※18を決定する仕組みをつくる等、保護者や関係機関等と一層連携していくこと、高等学校在学中から将来の自立に向けた支援の充実を図ることが必要であり、入学後から卒業後へとつながる一貫した支援が重要である。発達障がい等のある生徒が高等学校を卒業した後、大学等の進学先や就労先等での不適応や離職、引きこもり等につながるものがないよう、大学、医療、福祉、労働等との連携をさらに充実させていくことが必要である。また職業生活を支援するにあたり、現状においては福祉機関への移行が困難な事例も少なくない状況が見られることから、高校在学中から就労支援機関等との連携を充実させていくことが望ましい。さらには、各高等学校の特別支援教育担当を関係機関等にも周知しておく等、窓口を明確にしておくことが重要である。

#### ※16 インターンシップ

学校以外の場での就業体験。

#### ※17 特別支援教育支援員

小・中学校等において障がいのある児童生徒等に対し、食事、排泄、教室移動の補助など日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対して学習活動上の支援を行ったりする人材。

#### ※18 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。

## ＜ I 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築と特別支援教育の充実＞

### 4 特別支援教育の専門性向上及び教育と福祉・医療等の連携の充実（共通）

#### ① 教職員の特別支援教育に係る知識・技能等の専門性の向上

インクルーシブ教育システムを構築していくためには、全ての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能等を身に付けることが重要である。そのために、研修の充実が求められており、これまでも県教育委員会等による大学等への研修派遣や校種の特性や教職員の職務、経験等に応じた研修等が行われているが、理論的な研修に加え、より実践的な研修を行うなど、研修内容・方法の更なる工夫が必要である。特に学級担任等、日常的に障がいのある児童生徒等と関わりの深い教職員は、日々の実践力を高めていくことが極めて重要であることから、平成21年度から認定された「エキスパート教員」による授業公開や事例検討の機会を持つ等、充実した授業作りにつながっていくような視点での研修を実施することが必要である。

#### ② 特別支援教育に関する相談機能の充実

県内の各小・中・義務教育学校及び高等学校に特別支援教育主任（担当）が指名されており、校内の支援体制を整えるとともに、関係機関・者間の連絡調整をする役割を担っているが、特別支援教育主任（担当）の経験に差があるのが実情である。また多くの場合、担任業務等を兼務しているため、特別支援教育主任（担当）の役割が必ずしも十分に機能していない側面もある。そこで、特別支援教育主任（担当）や担任・保護者等が困ったときに相談でき、支援を受けることができる体制整備が必要である。そのためには、特別支援学校のセンター的機能による小・中学校等のニーズに応じた多様なサポート機能を充実させるとともに、各圏域の実情に応じた連携の在り方を構築し、特別支援学校に配置している特別支援教育コーディネーター※19及び特別支援学校の支援部※20、通級による指導担当教員、市町村教育委員会等が連携して、特別支援教育推進体制の充実を図ることが重要である。

#### ③ 福祉、医療、保健の連携と学校種間の引継ぎの充実

発達障がいを含めた、障がいのある全ての児童等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する必要がある。そのためには、必要な支援が適切に引き継がれるよう、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト※21」を踏まえた、教育、保健、福祉、医療、労働等の連携体制を一層強化するとともに、県教育委員会及び市町村教育委員会において、円滑な移行支援をすることを含めた適切な教育支援体制を整備し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画※22の活用を引き続き推進する必要がある。更に、大学等の進学先や就労先等引き継ぎが必要な相手先に、保護者や本人の了解を得て、確実に引き継げる体制を整備することが重要である。

就学支援については、児童等の学びの場の検討を行うための教育的ニーズ

に関するアセスメントについて、医療機関と教育機関の両者が適切に連携することのできる方策について検討する必要がある。

#### ④心身症※23 や適応障がい※24、うつ病等の精神疾患のある児童等への対応

学校生活や家庭生活での様々なストレスが原因で、小中学校等において心身症や適応障がい、うつ病等の精神疾患を発症する児童等が増加している。特に、近年、発達障がいのある児童等の中で成長とともにうつ病や強迫性障がい※25、適応障がい、統合失調症※26等の精神疾患の症状が顕在化するケースが増えてきている。このような状態の児童等の中には、特別支援学校（病弱）や病弱・身体虚弱特別支援学級で学習することが必要となることもあり、指導・支援や学びの場の検討が難しい場合がある。スクールカウンセラー（SC）※27 やスクールソーシャルワーカー（SSW）※28、医療機関と連携した支援、病弱教育に関する教職員の専門性向上、適切な学びの場の検討等、精神疾患のある児童等の教育の充実を図る必要がある。

#### ※19 特別支援教育コーディネーター

特別支援学校において、保護者や関係機関に対する窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担う者。特別支援学校のセンター的機能の中心となって相談活動等を行う。

#### ※20 特別支援学校の支援部

特別支援学校の校務分掌の一つ。特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援及び地域支援を行う。地域支援を行う校務分掌を「地域支援部」としている学校もある。

#### ※21 家庭と教育と福祉の連携トライアングルプロジェクト

文部科学省と厚生労働省において検討された家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策。

#### ※22 個別の指導計画

障がいのある児童生徒一人一人についての障がいの状態等に応じたきめ細かい指導が行われるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・指導方法等を盛り込んだ計画。

#### ※23 心身症

診察や検査で詳細に調べると異常が見いだされる身体の病気であって、その病気の始まりと経過にその人の心理的な問題や社会的問題が密接に関係しているもの。

#### ※24 適応障がい

日常生活の中で、何らかのストレスが原因となって心身のバランスが崩れて社会生活に支障が生じたもの。原因が明確でそれに対して過剰な反応が起こった状態。

#### ※25 強迫性障がい

自分の意思に反してある考えが頭に浮かんで離れず(強迫観念)、その強迫観念で生まれた不安を振り払おうと何度も同じ行動を繰り返してしまうこと(強迫行為)で、日常生活に影響が出てしまう状態。

#### ※26 統合失調症

幻覚や妄想、まとまりのない思考や行動、意欲の欠如などの症状を示す精神疾患。

#### ※27 スクールカウンセラー（SC）

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

#### ※28 スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育機関において主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

＜Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた

今後の特別支援学校における教育の在り方＞

5 特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実と体制整備

①センター的機能による小・中学校等のサポート体制の充実

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に位置付けられ、具体的には、次のようなことが求められている。

- ・各学校の教職員への支援機能
- ・各学校の教職員に対する研修協力機能
- ・特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ・教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ・児童等への施設設備等の提供機能 等

県内の特別支援学校では、各学校が蓄積してきた障がいのある児童等の教育に関する知見を活かし、地域の学校等や保護者に対し、教育上特別な支援を必要とする児童等の教育についての助言又は援助を行う担当分掌（支援部等）及び担当職員（特別支援教育コーディネーター）を置いている。

地域の小・中学校等からの特別支援学校のセンター的機能に対するニーズは、非常に多くかつ多様化しているため、地域に積極的に貢献していくことが重要である。そのためには、特別支援学校の校内体制を工夫し、現在のセンター的機能による小・中学校等のサポート体制を維持しながら、特別支援教育コーディネーターの定数の見直し等、センター的機能の充実に向けた検討を行うことが望ましい。

②地域の小・中学校等の支援に対応した特別支援教育に関する専門性の確保及び向上

特別支援教育コーディネーターは、地域の学校等からの依頼に基づく相談対応や支援会議への参加、関係機関との連絡調整等、多岐にわたる業務を行っていることから豊富な経験と幅広い専門性が必要とされる。

現在、県内の小・中学校及び義務教育学校に設置されている特別支援学級においては、特に知的障がい特別支援学級及び自閉症・情緒障がい学級の在籍者数・学級数増加により、一つの学級に複数の学年の児童等が在籍し、児童等それぞれの学力差が非常に大きかったり、障がいの状態・特性等が異なったりしているなどにより、こうした児童等一人一人のニーズに応じた支援を行うためには、専門性の高い特別支援学校による、特別支援学級担任への支援が求められている。また、障がいの程度が比較的重度である児童等においても地域の小中学校及び義務教育学校に就学する事例が増えつつあり、小・中学校等においても視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由等のある児童生徒に対する専門

的な指導・支援が必要とされる。

今後、特別支援学校のセンター的機能を地域の中で有効に機能させるためには、特別支援学校の教員が、小・中学校等の各教科の授業における障がいのある児童等の困難さに対する指導上の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要である。また、地域の小・中学校等において、自閉症や知的障がいのある児童等が急増していることから、これに係る専門性の向上が必要である。

## ＜Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた

### 今後の特別支援学校における教育の在り方＞

## 6 障がいの重度化・重複化に対応した特別支援学校の充実

### ①児童生徒等一人一人の教育の充実を目指した教育環境の整備

県内の特別支援学校に在籍する児童等は全体としては在籍者数が横ばいではあるが、近年障がいの重度・重複化傾向が進むとともに、情緒障がい・発達障がい・自閉症等を併せ有する児童等も含め、多様化している。在籍者が減少し集団活動等の機会の確保に苦慮している学校、在籍者が多く学習環境等の整備に苦慮している学校、医療的ケア※<sup>29</sup>や強度行動障がい※<sup>30</sup>等のある児童等への対応を課題としている学校等、障がいの特性や地域性等により、各学校の実態は様々であり、それぞれの課題に応じた教育環境の整備に引き続き努めていく必要がある。

特別支援学校においても、幼児期から障がいに対応した早期の専門性の高い教育が実施できるよう今後も取り組む必要があり、現在、視覚障がいの幼児期の教育の場がないため鳥取盲学校に幼稚部の開設を求めるとともに、将来的には各圏域で全ての障がいの児童等が、できるだけ同じ圏域で教育を受けることができるよう、分校及び分教室の設置を含めて検討を開始することが求められる。

現在、鳥取養護学校、皆生養護学校、倉吉養護学校の3校が複数の障がい種を対象とした教育部門を設置している。特別支援学校の児童等の障がいの重度・重複化に対応した専門性の確保、それぞれの障がいや重複障がい学級の増加に対応した教室確保と施設設備の老朽化への対応、放課後等デイサービス※<sup>31</sup>等支援サービス増加による駐車場不足等の各学校における課題に対応した効率的な特別支援学校の整備の方向性を早急に検討する必要がある。

### ②医療的ケア実施体制のさらなる充実

医療の進展により、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアが必要な児童等は増えていくと想定される。安全を確保するため、学校の実態に応じた看護師の適切な配置を進めることが重要である。児童等の命や安全を守る観点から保護者及び教育職と医療職が十分な連携・協力を図りつつ、医療的ケアの必要な児童等に対する教育を充実させることが重要である。今後、合理的配慮を提供するにあたり、例えば教員や介助職員等による医療的ケアの実施が適当と判断される場面等も想定しながら、今後の医療的ケア実施体制について引き続き検討していくことが望ましい。令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律※<sup>32</sup>」が施行された。今後小・中学校等に在籍する医療的ケアの必要な児童等の増加が見込まれる。県教育委員会が市町村教育委員会及び各学校に医療的ケアに関する支援や助言のできる体制を整えていく必要がある。

### ③通学支援体制の確保

特別支援学校の児童等は、障がいの実態、居住する地域の交通アクセスの状況等により、公共交通機関、通学バス等を利用した自力通学が困難な場合がある。県教育委員会と県立特別支援学校が協力し、一人一人の児童等の教育的ニーズに基づき、その時点で最も適した通学方法及び支援方法等について、保護者や市町村等と検討していく仕組みを作り、多様な通学支援体制が確保される必要がある。

また、諸事情により通学困難な児童等を対象とした寄宿舎設置や訪問教育の充実についての検討が必要である。

### ④特別支援学校の専門性の向上

近年経験豊富な教員の定年退職等により学校としての専門性が蓄積されにくい状況がある。各学校が蓄積してきた専門性をさらに充実・発展させていくためには、学校全体として高い専門性を担保するための仕組みづくりが必要である。

県教育委員会では、専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状取得に向けた認定講習の実施や放送大学受講者に対する助成等、取得促進に向けた取組を充実させている。令和元年度5月現在で県立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率は92%と向上している（H26 約70%）。特別支援学校教諭免許状を保有していない教職員が速やかに取得できるよう、単位取得の機会等の充実引き続き努めることが必要である。

特別支援学校に作業療法士等の外部専門家を派遣し、その知識や技術を教育活動に生かす「特別支援学校センター的機能充実事業」を継続・発展させ、教員の専門性をさらに向上させる必要がある。

### ※29 医療的ケア

一般的に学校や在宅等で行われている痰の吸引、経管栄養、自己導尿、気管切開部の衛生管理等の医行為。

### ※30 強度行動障がい

自傷行為・他害や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

### ※31 放課後等デイサービス

児童生徒が授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う、障がい児通所支援の一つ。

### ※32 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健全な成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律（令和3年9月18日施行）。

## ＜Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた

### 今後の特別支援学校における教育の在り方＞

## 7 特別支援学校におけるふるさとキャリア教育の推進

### ① 地域と一体化したふるさとキャリア教育の充実

本県では、校種ごとに実施してきた「ふるさと教育※33」と「キャリア教育※34」を令和元年度から体系化し、全ての公立学校が一貫した「ふるさとキャリア教育」を構築している。

特別支援学校においてふるさとキャリア教育を進めるためには、「児童等が地域で学ぶ」機会と「地域の人が学校を訪れる」機会を増やすという観点で、近隣の地域や学校・関係機関・企業等との連携を進め、教育内容を検討・改善していくことが重要である。そのため、県立特別支援学校においては、令和元年度から、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※35を導入し、地域住民や関係機関と協働した教育活動に取り組んでいる。

本県の特別支援学校生徒は、一般企業等への就労を希望する者が多く、高等部卒業生のうち約40%の生徒が就労を実現する等、近年、全国的にも高い水準にある。しかし一方で、職場定着に課題があり、仕事内容の不適合、対人関係のトラブル、働く意欲の喪失等により離職する者もいる。今後、全ての児童生徒等が、自己理解を深めたり、自己肯定感を高めたりしつつ、自らの能力を最大限に発揮し、社会の中で主体的に自立した生活を送っていく力を身に付けるため、ふるさとキャリア教育を一層推進する必要がある。

また、一般企業への就労だけでなく、就労継続支援事業所※36等への福祉的就労、福祉サービスの利用等、卒業予定者のニーズに応じた進路先が確保されること、卒業後の本人のQOL（生活の質）※37の確保・向上につなげるため、在学中から医療・福祉等との連携を深め、移行支援を計画的に進めていくことが必要である。職場定着を目指した支援を進めていくためには、6名の就労・定着支援員※38を中心として鳥取障害者職業センター※39、障害者就業・生活支援センター※40及び障がい者職場定着推進センター※41等との細やかな連携によるフォローアップを行っていく必要がある。

### ② 児童生徒等の交流及び共同学習※42の機会の確保と充実

交流及び共同学習は、障がいのある児童等にとっても、障がいのない児童等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会である。また、学校卒業後においても、障がいのある児童等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるため、より一層の充実が望まれる。特別支援学校では、学校周辺の小中学校等との「学校間交流」及び児童等の居住地にある小中学校等と「居住地校交流」を実施しているが、学校によっては、交流及び共同学習の機会が不十分であったり、単発的な活動で終わってしまったりしていることから、交流及び共同学習の計画的・組織的な推進が必要である。そのためには、直接的な交流以外にも手紙や作品を通じての交

流、タブレット端末等のICT機器を活用した交流等、多様で効果的な方法を検討していく必要がある。また、スポーツや芸術・文化活動等を通じた交流を進めていくことも有効である。さらに地域住民等の理解を進めていくことも重要であり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）活用した地域行事への参加やボランティア活動等、地域住民と触れ合う機会の確保等にも努めることが必要である。

### ③障がい者スポーツ及び文化芸術活動の推進

体育や自立活動等の学習や部活動等において障がいの状況等に応じた運動・スポーツが実施されているが、積極的に運動・スポーツを行うことができる機会がまだまだ少ない現状がある。令和3年に鳥取県ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」※43が開設された。重度の障がいのある児童等を含め、障がいのある児童等の体力づくりや余暇活動の充実に向け、「ボッチャ※44」等のスポーツに取り組む等、障がい者スポーツへの関心を高め、障がい者スポーツの裾野を広げていくための取組が必要である。

障がいのある児童等の文化芸術活動については、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律※45」が公布・施行され、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進することが求められている。本県においても、「あいサポート・アートとっとり祭※46」や「あいサポート・アートとっとり展※47」等の全国をリードする取組を行うとともに、各県立特別支援学校においても、音楽や図画工作・美術等の教科学習はもとより、書道パフォーマンス※48や合唱、神楽等、障がいの程度や状況に応じた活動に取り組んでいる。文化芸術活動は児童生徒等の豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養うとともに、思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成に大きな効果がある。今後も障がいのある児童等の文化芸術活動のより一層の推進を期待する。

#### ※33 ふるさと教育

幼児児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起、を目指す教育。

#### ※34 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育。

#### ※35 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す「学校運営協議会制度」を取り入れている学校。

#### ※36 就労継続支援事業所

企業などで働くことが困難な場合に、障がいや体調に合わせて自分のペースで働く準備をしたり、訓練や仕事をしたりすることができる福祉サービス。

#### ※37 QOL（生活の質）

生きる上での満足度をあらわす指標のひとつ。医療・教育などさまざま分野で活用されている。

**※38 就労・定着支援員**

特別支援学校に6名配置され、在校生や卒業生の就労支援及び定着支援を行う者。

**※39 鳥取障害者職業センター**

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供する機関。

**※40 障害者就業・生活支援センター**

障がい者の「就職がなかなかできない」「仕事がうまくいかない」「自立して生活したい」などの悩みに答えるため、仕事と生活の両面の相談や支援を行う機関。

**※41 障がい者職場定着推進センター**

障がい者が職場に適応できるよう、職場を訪問し、直接的な支援を行う機関。

**※42 交流及び共同学習**

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。

**※43 鳥取県ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」**

2020年7月に鳥取市布施運動公園内に設置された、全館バリアフリーの障がい者専用の体育施設。

**※44 ポッチャ**

イタリア語で「ボール」を意味し、重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたヨーロッパ発祥のスポーツ。パラリンピックの正式種目。

**※45 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律**

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に平成30年6月13日に交付・施行された法律。

**※46 あいサポート・アートとっとり祭**

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが参加し、楽しみ、感動を共有することのできる鳥取県らしい心温まる舞台芸術祭。音楽、演劇、ダンスのステージ発表などが披露される。

**※47 あいサポート・アートとっとり展**

鳥取県内の障がいのある人たちが制作した未発表の文化芸術作品を一堂に展示する展覧会。美術部門（絵画・彫刻・立体造形・陶芸・写真・書道・版画・織り・工芸）、文芸部門（詩・短歌・俳句・川柳）、漫画部門（四コママンガ）の3部門で実施。

**※48 書道パフォーマンス**

音楽などに合わせて、体全体を使って大きな半紙に大きな筆で文字を書くパフォーマンス。2008年に愛媛県立三島高等学校書道部が音楽に合わせて歌詞を「書のデモンストラーション」として披露したのが始まり。

## ＜Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた

今後の特別支援学校における教育の在り方＞

### 8 G I G Aスクール構想実現に向けた I C T活用

#### ①障がい特性や状況に応じた I C T機器の活用

令和元年6月に「学校教育の情報化推進に関する法律」が公布・施行され、同年12月には文部科学省から「G I G Aスクール構想（児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させる構想）」が打ち出された。さらに、新型コロナウイルス感染症※49拡大により、I C T機器を活用した教育活動のより一層の充実が求められている。

本県の特別支援学校では、点字キーボードの使用、大型ディスプレイ等を用いた教科書等の拡大、タブレット等の端末を活用したスケジュールの自己管理、個に応じたスイッチの工夫（まばたき・呼気等のわずかな力で入力できる入出力支援装置※50、空気圧で操作できるスイッチ等）、分身ロボットO r i H i m e ※51の活用等、障がい特性や状況に応じたI C T機器の活用に取り組んでいる。今後もより一層の活用が期待される。

また、盲学校及び聾学校の在籍者数が減少してきているが、I C T機器等を活用した他県の視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校との遠隔学習※52を実施する等、効果的な教育を検討する必要がある。

#### ② I C T機器の活用に係る教職員の専門性の向上

I C T機器の活用については、指導に係る教職員の高いスキルが求められる。日頃より教員が様々なI C T機器についての知識を高めることが重要である。そのためには、外部人材の確保や研修の実施など組織的な体制の構築が望まれる。

#### ③情報モラルに関する教育の推進

インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワークサービス（S N S）※53等の普及に伴い、児童等が違法情報・有害情報にさらされ、トラブルに巻き込まれるケースが増えており、適切に情報を取り扱う能力を育成する情報モラルに関する教育がますます重要となる。特に、障がいのある児童等については個々の状況や障がい特性に応じて、丁寧で具体的な指導が望まれる。

#### ※49 新型コロナウイルス感染症

2019年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、2020年1月30日、世界保健機関（WHO）により「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言され、3月11日にはパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明された新型コロナウイルス。

#### ※50 入出力支援装置

キーボード入力やタッチ入力の代わりに使える様々なスイッチ、スイッチと I C T 端末

をつなぐスイッチコネクタのこと。

**※51 分身ロボットOriHime**

株式会社オリィ研究所が開発した小型ロボット。カメラ・マイク・スピーカーが搭載されており、インターネットを通して操作が可能。

**※52 遠隔学習**

対面の授業形式ではなく通信機器を使って行う学習。

**※53 ソーシャルネットワークサービス (SNS)**

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

＜Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた

今後の特別支援学校における教育の在り方＞

## 9 ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた特別支援教育

### ①基本的な感染症対策の徹底・継続

令和元年度末から全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内の公立学校においても一斉休校が行われるなど、学びの保障が大きな課題となっている。

当面は、基本的な感染症予防対策を徹底し、個別に必要な対策等も講じながら教育活動を続ける必要がある。

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童等の中には、感染リスクの高い、基礎疾患（慢性の呼吸器疾患・心臓病・腎臓病・免疫機能の低下・染色体異常等）のある者も多数あり、それらの児童等の医療的ニーズの調査などを行うなど、より丁寧な感染症予防対策・蔓延防止対策が重要である。

### ②福祉等の連携による感染拡大時の児童等の居場所の確保

特別支援学校等においては、保護者が仕事を休むことが困難な場合や放課後等デイサービス等での受け入れが困難な場合の特別な支援が必要な児童等の居場所の確保にも課題がある。

急激な感染拡大時に備え、日頃から児童等の放課後の過ごし方や家庭の状況等を正確に把握しておく必要がある。特に、医療的ケア等特別な支援が必要な児童等については、医療機関や放課後等デイサービス等関係機関と情報を共有し、臨時休校や早帰りなどに対応した計画を作成しておくことが重要である。

### ③臨時休校中における学びの保障

感染拡大等による臨時休校の際には、児童等の障がいの状態等に応じて可能な限り家庭学習ができる体制を整えておく必要がある。そのためには、日頃からICT機器の活用や教材の持ち帰りなど、臨時休校時の家庭での学習を具体的に想定した学習活動を行っておくことが重要である。

## おわりに

本部会は、令和2年9月から令和3年10月まで8回の会議を開催し、「今後の本県の特別支援教育」について検討を重ね、この度、答申を取りまとめた。

答申に係る検討に先立ち、前回の答申「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について総括を行った。全体の評価としては、着実に本県の特別支援教育は進んできている。しかし、発達障がいの診断を受けた子供の数の増加や障がいの重度・重複化等、特別な支援を必要としている子供の人数は減少していない。

検討に際して、障がいの種類や程度に関わらず全ての児童等が自己実現、自立した生活を送ることができるよう、更に地域社会や同年代の児童等の交流を深めることができるよう、教育環境や個々に応じた学習内容をどう整備することが児童等にとって良いのかを考えた。

検討期間中に、新型コロナウイルス感染症の拡大による全国一斉休校という大きな出来事があった。学びの保障や居場所の確保、感染症対策等、鳥取県の特別支援教育にも大きな影響があり、本答申にも今後の対応等について盛り込まれることとなった。

本答申が、本県の特別支援教育の充実と発展に寄与するとともに、特別な支援、教育を必要とする全ての児童達の幸せの一助になることを強く期待する。

### 「障害」表記の取扱いについて

- 県では障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と表記している（適用期日 平成21年11月28日）。
- 表記変更により、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある以下の場合については、適用除外とする。
  - (1) 法令及び条例（これらに基づき定められた規則、訓令、告示及び公告を含む。）並びに鳥取県以外の団体等が定めた通知等及び新たに作成又は発出する前の公文書等（以下「法令等」という。）の名称（これらに規定された用語を含む。）を用いる場合
  - (2) 他の機関、大会等の名称等の固有名詞を用いる場合
  - (3) 医学用語等の専門用語として用いる場合
  - (4) 著作物を引用する場合